



島根県報

令和2年4月21日（火）

号外第54号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第288号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県 道	桜江金城線	江津市桜江町長谷842番1地先から同317番4地先まで	前	A	メートル 7.20～ 24.40	メートル 104.80	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.10～ 35.70	117.60	
			後 B	12.10～ 35.70	117.60		